

# 江戸時代における農村女性の労働・生活とジェンダー

誌名	農業および園芸 = Agriculture and horticulture
ISSN	03695247
著者名	長島, 淳子
発行元	養賢堂
巻/号	92巻7号
巻号補足	
掲載ページ	p. 572-577
発行年月	2017年7月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



## 江戸時代における農村女性の労働・生活とジェンダー

長島 淳子\*

〔キーワード〕：江戸時代、農村女性、労働、ジェンダー、家族

## はじめに

江戸時代にかかわらず、「女は身を粉にして働いてきた」と書くと、「当たり前じゃないか、昔から庶民は男だって女だっていつも働いてきたのだ」という反応に出くわす。たしかに、当たり前といえはその通りで、あえて研究する意味もないのだが、私の専門とする江戸時代の農村で、女性はどうのように働いていたのか、農作業による男女の違いはあったのか、その労働に見合った対価はあったのか、休日の男女は同じように休んだのか、酒・煙草などの嗜好品は男女とも楽しんだのかなどなど、即答できる人は少ないであろう。

私は、漠然といわれている「女は働いてきた」という事実を、史料（文献、絵画など）にもとづいて実証することを重ねてきた。当たり前といっても、史料的根拠がなければ多くの人を納得させることはできない。その史料を読み込む過程で、江戸時代の時代的特質やジェンダー（社会的・文化的性差）的要素がみえてくるのである。厳密に言えば、その史料がどういう見地から、いつ、誰によって書かれたのかという史料の検討（史料論）も欠かせない。いうまでもないが、分析する「私」は現代人である。過去を扱いながらも、今の私たちを取り巻く環境や課題までも視野に入れた歴史像を創ることに留意してきたつもりである。

小稿では、これまでに私の描いてきた江戸時代の女性たち、主に農村女性に着目して与えられた課題に沿いたいと思う。

## 1. 近世農民家族の特徴

江戸時代の農民家族は「夫婦かけむかい」ということばに代表されるように、「夫婦共働き」、すなわ

ち一对の夫婦の協同労働を中心として成り立っていた。江戸時代以前の中世社会では、家父長権の強大な主人を頂点にした主家家族、および血縁・非血縁の傍系親族集団（主人の兄弟・姉妹やその家族など）で構成され、さらにその下に、家族をもてない数多くの隷属農民男女（名子・被官・譜代・下人など）が抱えられるという家父長制的大家族経営が主流であった。

この場合、広大な耕地には少ない労働力を配置し、牛馬などの畜力主体の犁耕を中心に、また、肥料は多く投下せずに自然のなりゆきに任せるといふ、いわゆる粗放農業の形態がとられていた。

戦国時代になると、各地の戦国大名による領国支配の過程で、荒地の開墾による農地の拡大や農業技術の改良、河川改修や用排水路の整備などにより飛躍的に農業生産力が上昇してくる。それまで主家家族のもとで、結婚や家族をもつこともできず、牛馬のように働きづくめでその一生を終えていく隷属農たちが、隷属状態から脱出しようと地道な努力を重ね、脆弱ながらも小家族を形成するようになってくる。この動向を研究史的には「小農自立」という。いわゆる「小百姓」と呼ばれる人々の「自立」である。こうした家族持ちがふえることで、人口もおおずと増加していくのである。

## 《質物奉公人、松の訴え》

隷属農が自立する前段階ともいえる時期の、面白い史料を紹介しよう。

寛永17年(1640)8月、相模国足柄上郡金井嶋村(現神奈川県開成町)に住む五郎左衛門という上層農の主人のもとに、14年間の質物奉公(借金の形として労働している者)に出ている松という女性がいた。五郎左衛門家で働いているうち、同家の譜代下人である久二郎と恋に落ち、二人の子どもまでなす仲となった。ところが主人は、久二郎に松とは違う女を添わせようとした。これを知った松は驚愕し、す

\*総合女性史学会代表、国士舘大学非常勤講師ほか(Atsuko Nagashima)

ぐさまそれを阻止すべく、主人に対し「覚え書き」を差し出し、久二郎との長年にわたる事実上の夫婦関係を主張した。その結果、五郎左衛門は二人が夫婦になることを認めたのである。そしてその後も、二人は引き続き主家の隷属農としての労役を果たしていく、という概略である<sup>1)</sup>。

隷属農同士の結婚は困難だったが、男女間の性愛関係までは止められない。愛し合う松と久二郎の必死の思いが叶い、隷属農であっても夫婦となることができたのである。ついであるが、生まれた二人の子はすぐに死んでいるが、もし、成長した場合は主家の「持ち物」になり、隷属農として生涯を使役される運命が待っている。

この「覚え書き」の差出人は松である。上層農に書いてもらったものにせよ、江戸時代初期に女性が訴状を出すこと自体が特筆に値する。しかも、この一件は、気丈な松がイニシアティブを握り、久二郎がそれに付き従って動いているように見える。悲惨な内容なのだが、なんとも愉快にも思えてくる。厳しい封建制度のもと、男尊女卑が当然であった江戸時代は、「俺についてこい！」とばかり、男のみがリーダーシップを発揮していた社会と思われがちだが、そうでもないからである。こうした男女を含む、人々のさまざまな営為が時代を切り開いていくのである。

江戸時代初期の小家族は、まだ完全な自立状態には程遠く、主家の援助（耕地や農具類、住居としての掘っ立て小屋の貸与など）や村落内での相互扶助、領主からの小農自立策によって、ようやく一軒前の家族経営を保持しえていた。しかし、17世紀後半から18世紀初頭を画期として、地域・時期の多少の差はあるものの、「自立」をなしたとげた小百姓たちの家族経営が広範囲に成立してくる。松と久二郎のような行動は、こうした村の変化を引き起こす原動力となったのである。

この小家族が、先に述べた「夫婦かけむかい」の農業経営の中核となるのである。中世の大経営に対し、近世では小経営が特徴的である。約1町歩(1ha)程度の錯綜した農地に、家族員の労働力を投下し、肥料を多く用いて土地生産力を向上させる集約農業が行われた。

そこでは、鋤や鋤などの小農具を用いた人力主体

の労働形態であり、夫婦とその子、夫方の老親などを含む6~7人の家族員（江戸前期）が、それぞれに適した作業に従事することで経営が維持された。小家族は夫方の親との同居からも分かるように、男系男子（長男子単独相続）による家督相続が基本的に行われたため、じじ・ばば付きの三世同居も存在した。すなわち嫁入り婚の時代である。

江戸時代の平均寿命は30歳代前半であり、後期には男が33.2歳前後、女が31.6歳前後で、男が女よりも若干高くなっている。現在は女性のほうが長生きだが、これは出産時の産婦の死亡率や乳幼児の死亡率が、今とは比べものにならないほど高いことが原因である<sup>2)</sup>。くわえて、青壮年期の突然死なども多い。こうした条件が加わり、現在の平均寿命の数値とは大分異なっている。

民俗学でよく使われる“七歳までは神のうち”ということばがある。7歳まで育てばその後の成長が期待できるという意味合いだが、乳幼児期を無事に通過すれば、江戸時代人は“人生50年”という境地で暮らし、やがて訪れる老いと向き合うのである。

また、江戸時代はきょうだいが10人近くいる大家族が普通だったようなイメージがあるが、上記のように、出産時の母子や乳幼児の死亡率の高さや、適正家族規模を維持するための間引きの習俗や墮胎の横行などにより、前期は6~7人、後期はさらに減少して4~5人という家族構成が通常である。夫婦に一人っ子か子どもふたりという現代家族にも似た家族構成が、江戸時代の農民家族の典型である。子どもがごちゃごちゃいる家族は、近代に入り、出産時の医療支援や衛生環境が整ってからの話である。

## 2. 農村女性労働の特徴

### a. 小農民女性の場合

江戸時代の小農家族が経営を維持するためには、それぞれのメンバーが性別や年齢に見合った仕事をこなさなければならない。女性が農業労働に主体的にかかわれるようになった背景には、苧麻から木綿栽培への移行が大きく作用している。室町時代に朝鮮半島から日本に移入した木綿は、当初は戦時の兵衣や旗指物などに用いられたが、その素材の良さと利便性によりしだいに一般の衣料としての地位

を確立していった。それまで中世社会の人々の衣料の主力は苧麻であり、麻製の衣類を多くが着していた。

苧麻は栽培から衣料生産までの工程に非常に手間がかかり、木綿の10倍の労力を要したといわれている<sup>3)</sup>。そのうえ、苧麻は保温・吸湿性に乏しく、ごわごわして肌触りが悪く、手洗いが困難なため足踏み洗いが主流であったのに対し、木綿は保温・吸湿性に優れ、柔らかくて肌触りがよく、手洗い洗濯ができ、染色にも適しているという長所があった。この古代・中世以来の苧麻生産の担い手が女性だったのである。古代・中世には麻布は貢租としても用いられたため、女性は麻布生産の貴重な働き手であり、大部分の労力がそこに注がれた。

もちろん、江戸時代に入り苧麻の生産がなくなったわけではなく、温暖な気候を好む木綿栽培には不向きな地方もある。説明するまでもないが、江戸時代の貴重な商品生産として人気のあった越後上布や奈良晒などは、青芋（<sup>あおそ</sup>芋の茎からとった繊維）の一定の供給があつてのことである。つまり、要は中世から近世への移行を衣料生産の面からシンボリックに述べれば、「苧麻から木綿へ」という道筋になるということである。そしてさらに重要なのは、木綿への移行で省力化した女性の労働時間を、小農経営のための農業労働に投入できたからこそ、「夫婦かけむかい」の近世農業が実現できたという点である。政治史優先の歴史学であると、こうした女性労働の価値は見落とされがちである。

さて、農民といっても、名主・組頭などの村役人クラスと、一般の小百姓とはその経営に相違があつた。したがって、農村女性の労働もその特徴が異なってくる。

まず、「夫婦かけむかい」における女性労働を確認するため、『清良記』巻七「親民鑑月集」をみてみよう。これは戦国末期の伊予国の在地領主土居清良の一代記を著した軍記物語なのだが、この巻七は17世紀中期頃を描いた我が国最初の農書と位置づけられている。

「…百姓の妻は、独狂言をする如く働かされは叶はさる。子細は朝夕の食物を調べ、春夏<sup>(ツマ)</sup>秋度の帷子を拵る布を織り、麦をこなし、田を植、秋は稲をこき、貢物を調べ、冬は又正月の着る物

の木綿を織り、夫錢、返<sup>(反)</sup>錢の価をせては叶はず、薪悪しければいとまなし、料理の心なきは食物の味ひなし、かかる事諸人合点あるは希也、侍方には尚以御存知あるましく候…」(『親民鑑月集』、『清良記』)<sup>4)</sup>

大意を述べてみよう。

百姓の妻は、一人芝居をするかのように動き回って働かないとやっていけない。詳しく述べれば、まずは朝と夕の食事作り、春夏二度の一重の着物をこしらえる布を織ること、麦の脱穀調整をして、田植えをする。秋には稲の脱穀調整し、年貢を調える。冬は正月の着物のための木綿を織り、夫錢や反錢の準備をしなくてはならない。薪の燃え方が悪ければ暇もないので、料理にまで思いが至らないので食物の味もよくない。こうした妻の事情を承知している人は稀である。侍たちはなおさらご存知ないであろう。

この百姓の妻は、朝晩の食事支度（享保期（18世紀前期）までは、通常1日2食である）、機織り、衣類作成などの家事労働に従事している。農業労働では田植え、麦や稲の脱穀調整のほか、夫錢・段（反）錢など貢租の用意をする。この段錢に関していえば、『清良記』が戦国末期に書かれた著作なので、中世社会の臨時課税としての段錢が出てくるのであろう。妻は時間がなくて料理の味にも心が配れないという、多忙ゆえの状況を、多くの人々、特に侍たちが知らないのは如何なものか、という非難めいた感慨が著者の筆致から読み取れる。

著者は土居一族中の神官であつた土居水也と推定されているが、男性が農民女性の日々の働きをよく観察し、同情的に描いているところが興味深い。女性はこのほかに出産や育児、老親介護なども加わるため、まさに休む時間がないという忙しさであろう。

#### b. 上層農家で働く女性の場合

上層農の経営は多数の奉公人男女の労働によって維持されている。主人家族は妻も含め、その奉公人たちの管理が主たる仕事となる。妻は家内の下女労働の差配を受けもっている。「親民鑑月集」とは時代が異なるが、18世紀末から19世紀前期にかけて能登国羽咋郡町居村（現石川県羽咋郡富来町）の豪農で農学者の村松標左衛門の記した『村松家訓』

<sup>5)</sup> は、同家の奉公人女性の労働が詳細に書かれていて面白い。

村松家は天保期には持高200石余りの手作り地主であった。これは町居村の村高の約4割に当たり、村内における卓越した地位を保持していた家である。同家に起居する男女奉公人は20人ほどおり、ほかに「家来」と呼ばれる通いの日割奉公人が加わり、家族を含めると常時34～5人を抱える大経営であった。

『村松家訓』では、まず田植え時の早乙女による苗植え作業が注目される。田植えは男性による荒起し、牛馬によるマンガを使った代掻きなどを経て、さらに苗運び、少年による早乙女への苗配りなどの役割が整って、はじめて早乙女の植え付け作業に至る。早乙女によって植え付け技術の差があり、下手に植えると秋の収穫時に影響をおよぼす重要な作業である。田植え巧者の女性は給金が高く、重宝がられたのはいうまでもない。

村松家では早乙女に15～20人、それを支える男性労働に18人程度を要し、熟練した早乙女をリーダーとして苗植えが女性労働を主体に行われた。田植え自体は男女協同作業とはいえ、性別役割が明確になる分野である。小経営では人手が限られるため、小農自立が拡大する18世紀以降では男女が入り混じった苗植え作業も珍しくない。

したがって、大経営では労働力が十分に確保されるため、男女による性別役割分業が徹底する傾向にあるが、小経営では家族内労働を基本とするため、性別に拘らない作業分担がなされたと指摘できる。

しかし、農作業のうち特に田植えは、中世以来の田の神信仰などの土俗的信仰を伝承する神事的要素を備えていた。田の神が降臨した五月小屋で忌籠りをし、精進潔斎した乙女らによる早苗植えを最良とする農民の観念は、江戸時代においても根強かった。

このため村内で決められた日に、上層農所持地のうち一番良い上田において、村中総出の古式ゆかしい田植えが行われた。花飾りの牛馬による代掻き、早乙女は白粉に紅を差し、白装束に赤袴、菅笠を被る。その周囲では笛や太鼓、鉦やささらで囃す囃し方(田楽)の演奏もにぎやかに、大田植えや花田植え、囃し田と呼ばれる伝統的な田植えが挙行された。

こうした田植えを自己の経営でなしえない小農たちは、それに参加することで田の神信仰を共有し、秋の豊作祈願が実現されたのである。

### 3. 奉公人男女における労働と給金の相違

年頃の奉公人を多く抱える豪農層は、日々の奉公人の生活全般に対し、微に入り細にわたり規定を設けて管理した。『村松家訓』を例にいくつか紹介しよう。

- ・奉公人の寝間は男部屋と女部屋とを明確に分け、女部屋への男の出入りを禁じる。
- ・たとえ衣服たりとも、男のものを女部屋に入れてはならない。
- ・男女の添い寝はいうに及ばず、男女とも寝間以外の場所で寝てはいけない。
- ・用事がある時は、昼間に女を呼び出して済ませる。
- ・妻子ある男が下女を懐妊させた場合、下女の煩い日(体調不良日)を認めないので、必ず代人を立てること。
- ・女たちが自分らの寝間に男を誘い込んではいけない。

これらを見ると、村松家において奉公人同士の性行為や妊娠を含むトラブルが少なくなかったことを窺わせる。いずれ、若い男女奉公人を多く抱える豪農家の悩みの種であったろう。

また、ジェンダー的要素の強い規定について、次の項目がある。

- ・女奉公人は男奉公人に対し、必ず名前に「さ」(敬称)を付けて呼ぶこと。ただし、牧童などの少年は除く。
- ・三度の飯時には、女は寝間にいようと、庭や台所で仕事をしていようととも呼び出して、男の食事支度や配膳を行う。たとえ、秋の収穫期で庭場作業をしているときでも必ず呼び出して、食事をよそわせる。
- ・女は呼ばれなくとも、すぐに察して男の給仕につとめる。
- ・鍋や櫃の側に女が控えずに、男がみずから配膳するなどは許されない。

女はたとえ自身が呼び付けにされようと、どんな男にも「さん」を付けて呼ばなければならない。ま

た、女が他の仕事をしようとも、それを止めて男の食事の給仕をすることが義務付けられている。

さらに、正月や遊び日、休日に関しても、女はゆっくり休めないことが分かる。

- ・休日には女たちは総出で、諸品の洗い拭きを行う。半日の遊び日であっても朝夕二度は手伝いをする。

女たちが総出で洗う諸品の実態は判明しないが、食器や台所用具、家財道具、台ぶきんや雑巾などが含まれたのだろう。いずれ奉公人は、男にしても女にしても過酷な労働環境に置かれたが、こうした諸規定をみると、女はさらに男の下位に位置づけられることで生じる苦勞が多かったと指摘できる。

さて、農書や経営帳簿を調べると、おおまかにいって、男性は耕起作業や代掻きなど瞬発力を要する筋肉労働に従事するのに対し、女性は手先の繊細さの必要な、それほど筋力を要さない単純作業に従事する傾向にあったといえる。男は力仕事、女は手先の仕事という、いわゆる性別役割分業である。

男性が主に担った力仕事は、その他の農作業より給金や日当が高く見積もられた。一方、種まきや土寄せ、脱穀調整などの女性労働は安価であり、特に炊事・掃除・洗濯などを担当する下女労働はさらに安く見積もられた。

たとえば、信濃国諏訪郡今井村(現長野県岡谷市)の豪農今井左宮内家の文政4年(1821)の経営帳簿をみてみよう。今井家は左宮内の母、妻、妹の当主家の家族のほか、一年季の奉公人2人、日雇い8人で農作業に従事している。

女性のみ労働をあげると、4月と閏4月の庭ごみ広げ、干草広げ、刈敷広げがある。ほかに代掻きに女性が1人加わっているが、これは牛馬の鼻取り役と考えてよいだろう。5月には粽作り、稗より、油荳ふるいなどがある。田植えや草取り、稗蒔き、蕎麦蒔き、稲扱き、米ふるいなどは男女協業である。

前庭へのごみ広げとは、生ごみを干して肥料にするのであろう。干草ひろげも刈敷ひろげも肥料を作る庭場作業である。5月の粽作りは季節の行事食である。いずれも軽作業の範疇であり、男性と協業の場合は補助的作業を担うことになる。

今井家の文政4年の奉公人給金について述べると、男性でもっとも高額な者は年に金3両1分であり、

通常の男性は金2両2分である。これに対し、女性は金1両と四季施(雇用主から与えられる季節の着物)である。男性の半額程度にしかならない。また、日雇い手間賃は男性が銭50文、女性が銭16~33文程度であり、男性の3割から6割である。社会経済制度の違いから単純に比較はできないが、金1両を現在の約10万円、銭1文を20円程度に換算してみると、おおよその見当が付く。現在も続く、専業主婦による家事労働の無償性や男女の労働賃金の格差を考えずにはいられない。

付言すれば、田植えの早乙女については日銭100文と高額であり、田植えに関しては男女差がないか、あるいは女性が若干高いことから、早乙女労働のもつ特殊性が指摘できる<sup>6)</sup>。

#### 4. 休み日・遊び日のジェンダー

『村松家訓』で、女性奉公人の休み日、遊び日における諸品の洗い拭きや朝夕の手伝い仕事の存在を確認したが、ここでは享保2年(1717)、加賀国石川郡御供田村(現石川県金沢市)の十村役、土屋又三郎が著した『農業図絵』<sup>7)</sup>を使って、休み日、遊び日の女性の姿や喫煙・飲酒について言及したい。

178枚におよぶ彩色絵図はどれをとっても興味深い。休み日・遊び日に限定し、「田植え後の休み日」、「稲刈り上げ後の祝い日」の二枚の絵図を取り上げよう。

まず、結論からいえば、二枚の絵とも酒や料理に舌鼓をうち、屋内や庭に蓑藁を布いて寝転がり、あるいは胡坐をかき、煙草をくゆらして談笑している男たちと、その周りで前掛け姿に襷掛け、姉さん被りで、かいがいしく男たちに料理をよそい、酒を注いで廻る女たち、という男女の対照的な構図である。

多くを語らずとも、男女の立場は一目瞭然である。これが祝い日・遊び日の実態である。ともに農作業を行い、汗水垂らして働いても、女たちにはまず、男たちをねぎらうという仕事が残っている。おそらく料理も食べつくされ、三々五々解散するか、ほろ酔い機嫌で寝込んでしまった男たちの片隅で、女たちのささやかな祝宴が始まるのであろう。ただし、『農業図絵』中に女たちの飲酒場面は一枚もない。女たちが酒を飲んでいなかったとは思えないが、男たちのように白昼堂々と飲むシーンがないことか

らも、女性の家庭内や村内での立場が想像できよう。

煙草に関して述べれば、この『農業図絵』の178枚中、女性の喫煙図はわずか一枚であり、その女性も白髪のお婆である。一方、男性の喫煙姿はここに描かれ枚挙にいとまがない。そもそも農作業の合間の休憩を「たばこ」という地域が多いことから、江戸時代には喫煙の習慣は各地域、各階層に普及していたといえる。

煙草は戦国時代から江戸初期にかけて、ポルトガル人からもたらされ、煙草の喫煙・栽培・売買に対する幕府の度重なる禁令にもかかわらず、享保期にはほぼ全国へと広がった。

女性の喫煙については、文化13年(1830)に著された喜多村信節の『嬉遊笑覧』にある「昔はたばこのむ女稀なりしぞ、娘容儀草子、昔は女のたばこ呑むこと、遊女の外は怪我にもなかりしことなるに、今たばこのまぬ女と、精進する出家は稀なりと云り」という箇所が参考になる。

訳せば、昔は煙草を呑む女は滅多にいなかった。『娘容儀草子』(享保2年刊)にも、昔は遊女のほかは全くないとあるが、今(19世紀初頭)では、煙草を呑まない女と、仏道修行に精進する僧侶は珍しいという、となろう。

このことから、『農業図絵』が描かれた時期は、男の喫煙はごく普通のことであったのに対し、遊女などを除き、女の喫煙者は滅多にいなかったといえる。そのため描き手の土屋又三郎の目には映らなかったのではなく、実際に御供田村には女性(老婆が一人いるが)の喫煙者が希少と考えてよい。喫煙の習慣にしても男と女では時間差があったこと、女の喫煙は高齢者の方が若い女性よりも早く、19世紀に入る頃には煙草を呑まない女を探す方が難しいという、男女皆喫煙の時代になったようだ。

## おわりに

江戸時代における女性の歴史的位置を、農村女性に焦点を当てて考察してきた。たしかに、女性は男性とともに働いてきたが、その従事する作業の種類や性別による特徴、給金の格差が確認でき、また、家事労働従事の傾向と、その労働に対する安価な評価などがあげられた。さらに、奉公人男女間にある地位の差、休み日や遊び日における男女による環境の相違、酒・煙草など嗜好品の摂取の時期的相違や女性たちの控えめな生活ぶりなど、様々な局面でジェンダー的要素が認められた。今後とも女性の視点で歴史をみていくことはもちろん、庶民層や少数者の見地からの歴史を追究していきたいと考えている。

## 註

- 1) 佐々木潤之介「松の懇え—小家族・家の自立と女性」(『総合女性史研究』第16号, 1999年)。
- 2) 速水 融『近世農村の歴史人口学的研究—信州諏訪地方の宗門改帳分析—』東洋経済新報社, 1973年。
- 3) 永原慶二『苧麻・絹・木綿の社会史』吉川弘文館, 2004年。
- 4) 『清良記』(『日本農書全集』第10巻, 農山漁村文化協会, 1980年)。
- 5) 『村松家訓』(『日本農書全集』第27巻, 農山漁村文化協会, 1981年)。
- 6) 拙著『幕藩制社会のジェンダー構造』, 校倉書房, 2006年。拙稿「早苗の植え手をめぐるジェンダー—「五月男女」と「早乙女」—」(『歴史評論』第708号, 2009年)。
- 7) 『農業図絵』(『日本農書全集』第26巻, 農山漁村文化協会, 1983年)。

## 参考文献

小稿の詳細は、拙著『幕藩制社会のジェンダー構造』(校倉書房, 2006年)を参照。  
拙著(共著)「近世」『歴史のなかの家族と結婚』, 森話社, 2011年。